

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

政府が行う定額減税について

納税者を対象に本人及び配偶者を含む扶養親族1人当たり所得税で3万円、個人住民税で1万円が減税（控除）されます。また控除しきれなかった金額分は1万円刻みで支給されることとなります。住民税の均等割非課税世帯や所得割非課税世帯には別途給付制度が設けられます。（定額減税の詳しい内容については国税庁や総務省のHPなどを参照してください）



政府はこの制度をデフレ完全脱却のための総合経済対策としています。しかし一度限りの給付や減税で効果があるのか非常に疑問です。物価高騰に対応するくらし応援と経済対策として消費税減税を求めていきましよう。

所得税の定額減税

● 給与や年金収入がなく事業所得や不動産所得の場合

令和6年分の確定申告で減税されます。また予定納税がある場合（令和5年分確定申告の申告納税額が15万円以上）は第1期目の予定納税で減額されます。扶養親族等の控除分は予定納税の減額申請が必要です。また第1期で控除しきれなかった金額分は第2期に繰り越して減額されます。

● 給与や年金の所得がある場合

今年6月以降の源泉徴収から適用されます。6月分の源泉徴収税額から順次控除され、適用される金額分に到達するまで源泉徴収が発生しません。（対象となる従業員を雇用している事業所は、6月分から源泉徴収税額を控除する必要がありますのでご注意ください）

住民税の定額減税

減税の対象は所得割分のみです。均等割や森林環境税は対象にはなりません。控除しきれない金額分の見込分は今年夏以降（当初給付）もしくは不足分は翌年以降（不足分給付）として、市区町村より支給されます。

● 普通徴収の場合

個人事業主など住民税を納付書や口座引き落としなどで納税する場合は4期分のうち第1期で適用されます。

● 特別徴収の場合

給与の特別徴収は今年6月分が発生しません。7月から翌年3月までの11か月で定額減税分が控除された住民税を11分割されて徴収されます。公的年金からの特別徴収は今年10月支給分から控除され、控除しきれない場合は12月分以降が順次控除されます。

特殊詐欺にご注意を

給付を伴う公的制度が始まると市役所や税務署を名乗ってATMで手続きを求めると特殊詐欺が横行します。ATMを使う手続きは絶対ありませんのでご注意ください。

申告書・届出控への收受印廃止やめよ

3月13日の集団申告でも税務署から案内が行われましたが、国税庁は2025年1月から書面で提出された申告書や届出書の控えへの收受印の押印を廃止するとしています。その理由として納税者への利便性の向上のためとした「税務行政のDX」の一環として收受印の押印を見直したとしています。しかしこれでは書面での進行を続けたい納税者の利便性は大きく後退します。期日内に申告をした証明をするためには、税務署に行って「保有個人情報開示請求」という有料かつ決裁まで時間のかかる手続きを行うか、申告書の閲覧サービスを利用し申告書をスマートフォンなどで撮影する必要があります。オンラインでは申告書情報取得サービスがありますが、利用するためにはマイナンバーカードが必要です。納税者の利便性を維持するため、税務署は控えへの收受印押印を続けるべきです。

資金繰り・融資制度の案内

● コロナ資金繰り支援 6月末まで延長

政府は民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長することとしました。信用保証制度のコロナセーフティネット保証4号（借換目的のみ）とコロナ借換保証、日本政策金融公庫のコロナ特別貸付（借換目的のみ）が対象です。

大阪保証協会 事業者選択型経営者保証非提供制度

大阪保証協会が法人企業を対象とした、経営者保証を不要とする保証制度の取り扱いを始めます。保証料が上乗せ（0.25%もしくは0.45%）になりますが、上乗せ分の一部は国から補助があります。3月15日から事前審査を始めています。

要件として過去2年間決算書等を申込金融機関に提出していること、直前の決算で代表者などに貸付金等の金銭債権がなく、役員報酬、賞与、配当など金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていない必要がある。加えて直前決算で債務超過でない、もしくは直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと、どちらかを満たしていなければなりません。また継続して申込金融機関への決算書の提出および代表者等への貸付金等を行わないことや役員報酬が社会通念上適切な範囲内を超えないことの誓約が求められます。

伝言板

労働保険年度更新のご案内

3月27日（水）14時00分・4月3日（水）10時00分
4月5日（金）19時00分・4月11日（木）14時00分
4月16日（火）10時00分・19時00分

事務組合対象の会員の皆さんには封書でご案内及び申告書をお送りしましたので、ご確認ください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！